

## 《資料》

## 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約）（仮訳）

鈴木淳一（訳）

本資料は、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の総会が、2005年10月20日に採択した「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約）」の全文仮訳である<sup>1</sup>。同条約は、2007年3月18日に発効を予定している。なお本翻訳にあたっては、ユネスコのホームページに掲載されている英語の正文を利用した<sup>2</sup>。

### 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（仮訳）

2005年10月20日採択（パリ）

国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の総会は、2005年10月3日から10月21日までパリにおいてその第33回会期として会合し、

文化の多様性が、人類を特徴づける性質であることを確認し、

文化の多様性が、人類の共同遺産をなすこと並びにすべての者のために尊重され及び保存されるべきであることを意識し、

文化の多様性が、選択の幅を広げかつ人間の能力及び価値を育む豊かで多様な世界を創り、それゆえ、共同体、人民及び国民のための持続可能な開発の原動力であることを認識し、

---

1 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions, Oct. 20, 2005, CLT-2005/CONVENTION DIVERSITE-CULT REV.

2 <http://unesdoc.unesco.org/images/0014/001429/142919e.pdf> (last visited Feb. 7, 2007).

文化の多様性が、民主主義、寛容、社会正義並びに諸人民間及び異文化間の相互尊重の枠内で開花し、地方的、国内的及び国際的な平和及び安全にとって不可欠であることを想起し、

文化の多様性が、世界人権宣言及び他の世界的に認められた文書にうたわれている人権及び基本的自由の完全な実現にとって重要であることを賛美し、

貧困の根絶を特に強調している国際連合ミレニアム宣言（2000年）をも考慮して、国内的及び国際的な開発政策並びに国際的な開発協力の中に文化を戦略的要素として組み入れる必要性を強調し、

文化が、時代と地域により多様な形態をとること、また、この多様性が、人類を構成している人民及び社会のアイデンティティ及び文化的表現の独自性及び多元性として現れていることを考慮し、

有形及び無形の富の源泉としての伝統的知識（特に先住民の知識体系）の重要性、持続可能な開発への伝統的知識の積極的な貢献並びに伝統的知識が十分に保護され及び促進される必要性を承認し、

特に文化的表現が消滅又は重大な侵害の虞により脅かされる事態にあっては、文化的表現（その内容を含む。）の多様性を保護するための措置をとる必要性を承認し、

社会的な結束一般にとっての文化の重要性、特に、社会における女性の地位及び役割の向上にとっての文化の潜在力を強調し、

文化の多様性が、思想の自由な交流により強化されること並びに異文化間の不断の交流及び相互作用により育成されることを認識し、

思想、表現及び情報の自由並びにメディアの多様性が、文化的表現の社会内での開花を可能とすることを再確認し、

文化的表現（伝統的な文化的表現を含む。）の多様性は、個人及び人民がその思想及び価値を表現し及び他の者と共有するための重要な要素であることを承認し、

言語の多様性が、文化の多様性の基本的な要素であることを想起し、また、教育が、文化的表現の保護及び促進において果たす基本的な役割を再確認し、

文化の発展に益するように伝統的な文化的表現を創作し、普及し及び分配す

る自由並びにそれにアクセスする自由に表れている文化の活力の重要性（少数者及び先住民に属する者にとっての重要性を含む。）を考慮し、

文化的表現を育成し及び更新し、かつ、社会全体の進歩のために文化の発展に従事する者の役割を向上させる、文化交流及び創造力のきわめて重要な役割を強調し、

文化的創作に従事する者の活動を維持するに当たっては、知的財産権が重要であることを承認し、

文化的な活動、物品及びサービスが、アイデンティティ、価値及び意味を伝えるものであるがゆえに経済的性質と社会的性質の両方を有し、それゆえ、商業的価値のみを有するものと扱われてはならないことを確信し、

情報通信技術の急速な発展により助長された地球規模化の過程が、異文化間の相互交流を向上させる前例のない条件をもたらすとともに、文化の多様性にとっての課題、すなわち、富める国と貧しい国との不均衡の危険という観点からの課題をも提起することに留意し、

文化の多様性の尊重を確保し、かつ、言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な国際協定を勧告するユネスコの特別な任務を認識し、

ユネスコが採択した国際文書で、文化の多様性及び文化的権利の行使に関連のあるもの並びに特に2001年の文化の多様性に関する世界宣言の規定に言及して、

この条約を2005年10月20日に採択する。

## I 目的及び指導原則

### 第1条（目的）

この条約の目的は、次のとおりとする。

- (a) 文化的表現の多様性を保護し及び促進すること。
- (b) 文化が開花し及び互恵的な方法で自由に交流するための条件を作り出すこと。
- (c) 間文化的な尊重及び平和の文化に資するように、世界における一層広範

- で均衡のとれた文化交流を確保するため、異文化間の対話を奨励すること。
- (d) 人民の間に架橋する精神をもって文化交流を発展させるため、間文化性を助長すること。
  - (e) 地方的、国内的及び国際的に文化的表現の多様性の尊重を促進し及びその価値についての意識を高めること。
  - (f) すべての国特に開発途上国にとって文化と開発との連結が重要であることを再確認すること。また、この連結の真価が承認されることを確保するために国内的及び国際的にとられる行動を支援すること。
  - (g) 文化的な活動、物品及びサービスが、アイデンティティ、価値及び意味の伝達手段としての顕著な特徴を有することを承認すること。
  - (h) 自国の領域における文化的表現の多様性の保護及び促進のために適当と認める政策及び措置を維持し、講じ及び実施する国家の主権的権利を再確認すること。
  - (i) 文化的表現の多様性を保護し及び促進するため、特に開発途上国的能力を増進するように、パートナーシップの精神をもって国際的な協力及び連帯を強化すること。

## 第2条（指導原則）

### 1 人権及び基本的自由の尊重の原則

文化の多様性は、表現、情報及び通信の自由のような人権及び基本的自由並びに文化的表現を選択する個人の能力が保障される場合に限り、保護し及び促進することができる。何人も、世界人権宣言にうたわれ又は国際法により保障された人権及び基本的自由を侵害し又は制限するため、この条約の規定を援用することはできない。

### 2 主権の原則

国家は、国際連合憲章及び国際法の原則に従い、その領域内において文化的表現の多様性を保護し及び促進するための措置及び政策をとる主権的権利を有する。

### 3 すべての文化の平等な尊厳及び尊重の原則

文化的表現の多様性の保護及び促進は、すべての文化（少数者及び先住民に属する者の文化を含む。）の平等な尊厳及び尊重の承認を前提とする。

#### 4 国際的な連帯及び協力の原則

国際的な協力及び連帯は、国特に開発途上国が文化産業を含む文化的表現の手段（新設であるか既設であるかを問わない。）を地方的、国内的及び国際的に創設し及び強化することを可能とすることを目的とすべきである。

#### 5 開発の経済的側面と文化的側面の補完性の原則

文化は、開発の原動力の一つであるため、開発の文化的側面は、開発の経済的側面と同様に重要である。個人及び人民は、開発の文化的側面に参加し及びそれを享受する基本的な権利を有する。

#### 6 持続可能な開発の原則

文化の多様性は、個人及び社会にとって豊かな資産である。文化の多様性の保護、促進及び維持は、現在及び将来の世代の利益のための持続可能な開発の不可欠な要件である。

#### 7 衡平なアクセスの原則

豊かで多様な文化的表現への全世界からの衡平なアクセス並びに表現及び普及の手段への文化のアクセスは、文化の多様性を増進し及び相互理解を奨励する重要な要素を構成する。

#### 8 公開性及び均衡性の原則

国家は、文化的表現の多様性を支援するための措置をとるに当たり、世界の他の文化への公開性を適当な方法で促進するよう並びに当該措置をこの条約において追求される目的に適合させることを確保するよう努めるべきである。

## II 適用範囲

### 第3条（適用範囲）

この条約は、締約国がとる政策及び措置であって、文化的表現の多様性の保護及び促進に関連するものに適用する。

### Ⅲ 定 義

#### 第4条（定義）

この条約の適用上、次のとおり了解する。

##### 1 文化の多様性

「文化の多様性」とは、集団及び社会の文化を表現する多様な様式をいう。これらの表現は、集団及び社会の内部並びにそれらの間で伝承される。

文化の多様性は、人類の文化遺産が文化的表現の多様性を通じて表現され、拡大され及び伝承される多様な様式を通じて現れるだけでなく、多様な形態による芸術の創作、生産、普及、分配及び享受（利用する方法及び技術のいかんを問わない。）を通じても現れる。

##### 2 文化的内容

「文化的内容」とは、文化的アイデンティティから生じ又はそれを表わす象徴的意味、芸術的特性及び文化的価値をいう。

##### 3 文化的表現

「文化的表現」とは、個人、集団及び社会の創造力に起因する表現であって、文化的内容を有するものをいう。

##### 4 文化的な活動、物品及びサービス

「文化的な活動、物品及びサービス」とは、それが特定の属性、用途又は目的を有すると認められる場合に、文化的表現を現し又は伝える活動、物品及びサービス（商業的価値を有するか否かを問わない。）をいう。文化的な活動は、それ自体を目的とする場合又は文化的な物品及びサービスの生産に貢献する場合がある。

##### 5 文化産業

「文化産業」とは、4の規定に定義する文化的な物品又はサービスを生産し及び分配する産業をいう。

##### 6 文化政策及び措置

「文化政策及び措置」とは、文化に関連する政策及び措置（それがとられる

地方的、国内的、地域的又は国際的な場のいかんを問わない。) であって、文化自体を対象とするもの又は個人、集団若しくは社会の文化的表現（文化的な活動、物品及びサービスの創作、生産、普及及び分配並びにそれらへのアクセスを含む。）に直接的な影響を及ぼす意図を有するものをいう。

### 7 保護

「保護」とは、文化的表現の多様性の保存、保護（セーフガード）及び向上を目的とする措置をとることをいう。

「保護する」とは、当該措置をとることをいう。

### 8 間文化性

「間文化性」とは、多様な文化の存在及び平衡な相互交流をいうとともに、対話及び相互尊重を通じて共有された文化的表現の発現可能性をいう。

## IV 締約国の権利及び義務

### 第5条（権利及び義務に関する一般規則）

- 締約国は、国際連合憲章、国際法の原則及び世界的に認められた人権文書に従って、文化政策を策定し及び実施し、文化的表現の多様性を保護し及び促進するための措置をとり並びにこの条約の目的を達成するための国際的な協力を強化する主権的権利を再確認する。
- 締約国がその領域内において文化的表現の多様性を保護し及び促進するための政策を実施し及び措置をとるときは、その政策及び措置は、この条約の規定に合致しなければならない。

### 第6条（国内における締約国の権利）

- 第4条6に規定する文化政策及び措置の枠内で、かつ、自国に特有の状況及び必要を考慮して、各締約国はその領域内において文化的表現の多様性を保護し及び促進することを目的とする措置をとることができる。
- このような措置には、次のものを含むことができる。
  - 文化的表現の多様性を保護し及び促進することを目的とする規制措置
  - 国内の文化的な活動、物品及びサービスの機会であって、当該国内の文

- 化的な活動、物品及びサービスを領域内において創作し、生産し、普及し、分配し及び享受するに当たり利用することが可能なあらゆるものを適当な方法で提供する措置（このような活動、物品及びサービスのために用いられる言語に関連する機会の提供を含む。）
- (c) インフォーマル・セクターに属する国内の独立した文化産業及び文化的な活動に対し、文化的な活動、物品及びサービスを生産し、普及し及び分配する手段への効果的なアクセスを提供することを目的とする措置
  - (d) 公的な財政援助の提供を目的とする措置
  - (e) 非営利団体、公的及び私的機関並びに芸術家その他の文化に関する専門家が、思想、文化的表現並びに文化的な活動、物品及びサービスの自由な交流及び流通を発展させ及び促進し並びにそれらの活動において創造的及び起業家的な精神を高めるよう奨励することを目的とする措置
  - (f) 適切なときは、公的機関を設置し及び支援することを目的とする措置
  - (g) 文化的表現の創作に従事する芸術家その他の者を育成し及び支援することを目的とする措置
  - (h) メディアの多様性の増進を目的とする措置（公共放送を通じたものを含む。）

## 第7条（文化的表現を促進するための措置）

- 1 締約国は、その領域において、個人及び社会集団が次のことをするよう奨励する環境を生みだすよう努める。
  - (a) 女性並びに多様な社会集団（少数者及び先住民に属する者を含む。）の特別な状況及び必要に妥当な考慮を払って、自己の文化的表現を創作し、生産し、普及し及び分配し並びにそれにアクセスすること。
  - (b) 多様な文化的表現に自国の領域内及び世界の他の国からアクセスすること。
- 2 締約国は、また、芸術家、創作過程に従事する他の者、文化的共同体並びにそれらの仕事を支援する団体の重要な貢献とともに、文化的表現の多様性の育成におけるそれらの中心的な役割を認めるよう努める。

**第8条（文化的表現を保護するための措置）**

- 1 第5条及び第6条の規定の適用を妨げることなく、締約国は、その領域における文化的表現が消滅の危機にあり、重大な脅威にさらされ又はその他緊急の保護（セーフガード）を必要とする特別の事態の存在を決定することができる。
- 2 締約国は、1に規定する事態において、この条約の規定に合致する方法で、文化的表現を保護し及び保存するためのすべての適当な措置をとることができる。
- 3 締約国は、事態の緊急性に応ずるためにとられたすべての措置を第23条に規定する政府間委員会に報告しなければならない。当該委員会は、適當な勧告をすることができる。

**第9条（情報の共有及び透明性）**

締約国は、次のことを行う。

- (a) 文化的表現の多様性を保護し及び促進するためにその領域内で及び国際的にとられた措置に関する4年ごとにユネスコに行う報告において、適當な情報を提供すること。
- (b) この条約に関する情報の共有に責任を有する連絡上の当局を指定すること。
- (c) 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する情報を共有し及び交換すること。

**第10条（教育及び周知）**

締約国は、次のことを行う。

- (a) 特に教育計画及び一層大規模な公衆啓発計画を通じて、文化的表現の多様性の保護及び促進の重要性を理解することを奨励し及び促進すること。
- (b) この条約の目的を達成するため、他の締約国並びに国際的及び地域的機関と協力すること。
- (c) 文化産業の分野において教育計画、訓練に関する計画及び交流計画を策定することにより、創作を奨励し及び生産能力を強化するよう努めること。これらの措置は、伝統的な形態の生産に否定的な影響を及ぼさない方

法で実施すべきである。

#### 第11条（市民社会の参加）

締約国は、文化的表現の多様性を保護し及び促進するに当たり市民社会が基礎的な役割を果たしていることを確認する。締約国は、この条約の目的を達成するための努力に市民社会が積極的に参加することを奨励する。

#### 第12条（国際的な協力の促進）

締約国は、特に次のことのため、特に第8条及び第17条に規定する事態を考慮して、文化的表現の多様性の促進に資する条件を作り出すために二国間、地域的及び国際的協力を強化するよう努める。

- (a) 文化政策に関する締約国間の対話を容易にすること。
- (b) 専門的及び国際的な文化交流並びに最良の実例の共有を通じて、文化に係る公的部門の機関における公的部門の戦略的及び管理的な能力を向上させること。
- (c) 文化的表現の多様性を助長し及び促進するに当たり、市民社会、非政府団体及び私的部門とのパートナーシップ又はそれらの間のパートナーシップを強化すること。
- (d) 新たな技術の使用を促進し、情報の共有及び文化の理解を深めるためのパートナーシップを奨励し、かつ、文化的表現の多様性を助長すること。
- (e) 共同生産及び共同分配に係る合意の締結を奨励すること。

#### 第13条（持続可能な開発における文化の統合）

締約国は、持続可能な開発に資する条件を作り出すためにすべての規模における開発政策の中に文化を統合するよう努め、かつ、この枠内で、文化的表現の多様性の保護及び促進に関連する側面を助長する。

#### 第14条（開発のための協力）

締約国は、特に次の手段により活動的な文化部門の形成を助長するため、特に開発途上国の特別の必要との関連で、持続可能な開発及び貧困削減のための協力を支援するよう努める。

- (a) 次の手段を通じた開発途上国における文化産業の強化
  - (i) 開発途上国における文化的な生産能力及び分配能力を創出し及び強化

すること。

- (ii) 開発途上国の文化的な活動、物品及びサービスに関し、世界規模の市場及び国際的な分配網への一層広範なアクセスを容易にすること。
- (iii) 存続可能な地方的及び地域的な市場の形成を可能とすること。
- (iv) 開発途上国の文化的な活動、物品及びサービスに関し、先進国の領域へのアクセスを容易にするため、先進国において可能な場合には適当な措置をとること。
- (v) 開発途上世界出身の芸術家の創造的な仕事のための支援を提供すること並びにその移動を可能な限度まで容易にすること。
- (vi) 特に音楽及び映画の分野において、先進国と開発途上国との適当な協同を奨励すること。
- (b) 情報、経験及び専門的知識の交換並びに開発途上国における人材育成を通じた公的及び私的部門における能力開発であって、特に、戦略的及び経営的な能力、政策の開発及び実施、文化的表現の促進及び分配、零細及び中小の事業開発、技術の使用並びに技能の開発及び移転に関連するもの
- (c) 特に文化産業及び文化事業の分野において、技術及びノウハウを移転するための適当な奨励措置の導入を通じた技術移転
- (d) 次の手段を通じた財政支援
  - (i) 第18条に規定する文化の多様性のための国際基金の設立
  - (ii) 創作を奨励し及び支援するための公的開発援助（適当な場合には技術援助を含む。）の提供
  - (iii) 例えば低利の融資、贈与その他の資金制度等のような他の形態による財政援助

#### 第15条（協同のための取極）

締約国は、文化的表現の多様性の保護及び促進についての能力の向上に関し開発途上国と協力するため、公的及び私的部門と非営利団体との並びにそれらの内部のパートナーシップの発展を奨励する。これらの革新的なパートナーシップは、開発途上国の現実的な必要に即して、構造基盤、人的資源及び政策の一層の開発並びに文化的な活動、物品及びサービスの交換に重点を置かなければ

ればならない。

#### 第16条（開発途上国に対する優先的待遇）

先進国は、適当な制度的及び法的な枠組みを通じて、芸術家その他の文化的な専門家及び実務家並びに開発途上国の文化的な物品及びサービスに対し優先的待遇を付与することにより、開発途上国との文化交流を容易にしなければならない。

#### 第17条（文化的表現に対する重大な脅威の事態における国際的な協力）

締約国は、第8条に規定する事態において、相互に、特に開発途上国に対し、援助を提供するために協力しなければならない。

#### 第18条（文化の多様性のための国際基金）

- 1 文化の多様性のための国際基金（以下「基金」という。）を設立する。
- 2 基金は、ユネスコの財政規則に従って設置される信託基金から成る。
- 3 基金の財源は、次のものから成る。
  - (a) 締約国による任意拠出金
  - (b) ユネスコの総会がこの目的のために充当する資金
  - (c) 締約国以外の国、国際連合の機関及び計画、他の地域的又は国際的な機関並びに公私の機関又は個人による拠出金、贈与又は遺贈
  - (d) 基金の資金から生ずる利子
  - (e) 募金によって調達された資金及び基金の給付のために企画された行事による収入
  - (f) 基金の規則によって認められるその他のあらゆる資金
- 4 政府間委員会は、第22条に規定する締約国会議で決定される指針に基づいて、基金の資金の使途を決定する。
- 5 政府間委員会は、特定の事業に関連する一般的及び特別な目的のための拠出金その他の形態による援助を受けることができる。ただし、当該事業が政府間委員会により承認されている場合に限る。
- 6 基金に対する拠出には、この条約の目的と両立しないいかなる政治的又は経済的条件その他の条件をも付すことができない。
- 7 締約国は、この条約の実施のために定期的に任意拠出金を提供するよう努

める。

#### 第19条（情報の交換、分析及び普及）

- 1 締約国は、文化的表現の多様性並びにその保護及び促進のための最良の実例についてのデータ収集及び統計に関して、情報を交換し及び専門的知識を共有することに同意する。
- 2 ユネスコは、事務局内の既存の制度を用いて、すべての関連のある情報、統計及び最良の実例の収集、分析及び普及を容易にする。
- 3 ユネスコは、また、文化的表現の分野に關係のある種々の部門並びに政府機関、民間機関及び非営利団体に関するデータ・バンクを設置し及び更新する。
- 4 データ収集を容易にするため、ユネスコは、援助を要請する締約国的能力構築及び専門的知識の強化に特別の注意を払う。
- 5 この条に定める情報の収集は、第9条の規定に基づいて収集される情報を補完する。

#### V 他の文書との関係

#### 第20条（他の条約との関係—相互支持性、補完性及び非従属性）

- 1 締約国は、この条約及び自国が締約国である他のすべての条約に基づく義務を誠実に履行しなければならないことを認める。このため、締約国は、この条約を他のいかなる条約にも従属させることなしに次のことを行う。
  - (a) 締約国は、この条約と自国が締約国である他の条約との間の相互支持性を助長しなければならない。
  - (b) 締約国は、自国が締約国である他の条約を解釈し及び適用する場合又は他の国際的な義務を負う場合には、この条約の関連規定を考慮しなければならない。
- 2 この条約のいかなる規定も、自国が締約国である他のいづれの条約に基づく当該国の権利及び義務を変更するものと解してはならない。

### 第21条（国際的な協議及び調整）

締約国は、他の国際的な場において、この条約の目的及び原則を促進することを約束する。このため、締約国は、適当な場合にはこれらの目的及び原則に留意して相互に協議しなければならない。

## VII 条約の機関

### 第22条 締約国会議

- 1 締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の本会議であって、最高機関である。
- 2 締約国会議は、通常会期として2年ごとに会合し、可能な限りユネスコ総会と同時に会合する。締約国会議は、自ら決定するとき又は政府間委員会が締約国の少なくとも3分の1の要請を受領したときは、臨時会期として会合することができる。
- 3 締約国会議は、その手続規則を採択する。
- 4 締約国会議は、特に次の任務を遂行する。
  - (a) 政府間委員会の委員を選出すること。
  - (b) 政府間委員会が送付するこの条約の締約国の報告を受領し及び検討すること。
  - (c) 締約国会議の要請に基づき政府間委員会が作成する運用指針を承認すること。
  - (d) 締約国会議がこの条約の目的を助長するために必要とみなすことができるその他のあらゆる措置をとること。

### 第23条 政府間委員会

- 1 文化的表現の多様性の保護及び促進のための政府間委員会（以下「政府間委員会」という。）をユネスコに設置する。政府間委員会は、第29条に従いこの条約が効力を生じた後に、締約国会議により4年の任期で選出される18の締約国の代表で構成される。
- 2 政府間委員会は、毎年1回会合する。

- 3 政府間委員会は、締約国会議の権威及び指導の下に任務を遂行し並びに当該会議に対して責任を負う。
- 4 政府間委員会の委員の数は、この条約の締約国の数が50に達するときは24に増加する。
- 5 政府間委員会の委員の選出は、衡平な地理的代表及び輪番の原則に従う。
- 6 政府間委員会の任務は、次のとおりとする。ただし、この条約により課せられる他の責任を害するものではない。
  - (a) この条約の目的を促進し並びにその実施を奨励し及び監視すること。
  - (b) 締約国会議の要請に基づきこの条約の規定を実施し及び適用するための運用指針を作成し及び承認を得るため当該会議に提出すること。
  - (c) この条約の締約国が提出する報告を、政府間委員会の意見及び報告の内容の要約とともに締約国会議に送付すること。
  - (d) この条約の関連規定特に第8条に従い、この条約の締約国が政府間委員会の注意を喚起する事態においてとるべき適当な勧告をすること。
  - (e) その他の国際的な場において、この条約の目的及び原則を促進することを目的とする協議のための手続その他の制度を設けること。
  - (f) 締約国会議が要請することができるその他のあらゆる任務を遂行すること。
- 7 政府間委員会は、その手続規則に従い、公的若しくは私的な機関又は個人に対し、特定の問題について協議するためその会合に参加するよう、いつでも招請することができる。
- 8 政府間委員会は、その手続規則を作成し及び承認を得るため締約国会議に提出する。

#### 第24条 ユネスコ事務局

- 1 この条約の諸機関は、ユネスコ事務局の補佐を受ける。
- 2 事務局は、締約国会議及び政府間委員会の文書並びにそれらの会合の議題を作成し、並びに締約国会議及び政府間委員会の決定の実施を補佐し及び報告する。

## VII 最終規定

### 第25条（紛争の解決）

- 1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。
- 2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかつた場合には、第三者によるあっせん又は仲介を共同して求めることができる。
- 3 あっせん若しくは仲介が行われない場合又は交渉、あっせん若しくは仲介により紛争が解決されなかつた場合には、紛争当事国は、この条約の附属書に規定する手続に従つて調停に訴えることができる。紛争当事国は、紛争の解決のために調停委員会が行った提案を誠実に検討する。
- 4 各締約国は、批准、受諾、承認又は加入の際に、3に規定する調停手続を認めない旨を宣言することができる。このような宣言を行つたいづれの締約国も、ユネスコ事務局長に通告することにより、いつでもその宣言を撤回することができる。

### 第26条（ユネスコの加盟国による批准、受諾、承認又は加入）

- 1 この条約は、ユネスコの加盟国により、それぞれの自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。
- 2 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

### 第27条（加入）

- 1 この条約は、ユネスコの総会が招請するすべてのユネスコの非加盟国であつて、国際連合又はそのいづれかの専門機関の加盟国であるものによる加入のために開放しておく。
- 2 この条約は、また、国際連合により完全な内政上の自治権を有していると認められているが、国際連合総会決議第1514号（第15回会期）に基づく完全な独立を達成していない地域であつて、この条約により規律される事項に関する権限（当該事項に関して条約を締結する権限を含む。）を有するものによる加入のために開放しておく。

3 次の規定は、地域的な経済統合のための機関に適用する。

- (a) この条約は、いずれの地域的な経済統合のための機関による加入にも開放する。当該機関は、次に定める場合を除くほか、締約国と同様の方法でこの条約の規定に完全に拘束される。
- (b) 地域的な経済統合のための機関の1又は2以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行に関し、それぞれの責任を決定する。このような責任の分担は、(c)に規定する通告手続が完了した後、効力を有する。当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。さらに、地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を投げる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。
- (c) 地域的な経済統合のための機関及びその構成国であって、(b)に規定する責任の分担に同意したものは、次の方法で、のような責任の分担に関する案をこの条約の締約国に通報する。
  - (i) 地域的な経済統合のための機関は、その加入書において、この条約の規律する事項に関する当該機関の責任の分配を明示的に宣言する。
  - (ii) 地域的な経済統合のための機関は、各々の責任が後に変更された場合には、各々の責任の変更に関する案を寄託者に通報する。寄託者は、これを締約国に通報する。
- (d) 地域的な経済統合のための機関の構成国であって、この条約の締約国となったものは、当該機関が権限の委譲を受けたことが明示的に宣言されていない又は寄託者に通報されていないすべての事項に関して権限を有すると推定される。
- (e) 「地域的な経済統合のための機関」とは、国際連合又はその専門機関の加盟国である主権国家によって構成され、この条約の規律する事項に関する内部手続に従ってこの条約の締約国になることが正当に委任されている機関をいう。

4 加入書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

#### 第28条（連絡上の当局）

各締約国は、この条約の締約国となるに当たり、第9条に規定する連絡上の当局を指定しなければならない。

#### 第29条（効力発生）

- 1 この条約は、30番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後3箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国又は地域的な経済統合のための機関についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後3箇月で効力を生ずる。
- 2 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、この条の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

#### 第30条（憲法上の連邦制又は非単一制）

国際協定が、締約国の憲法制度のいかんを問わず、締約国をひとしく拘束することを認めて、次の規定は、憲法上連邦制又は非単一制の制度をとる締約国について適用する。

- (a) この条約の規定のうち連邦又は中央の立法機関の立法権の下で実施されるものについては、連邦又は中央の政府の義務は、連邦制をとっていない締約国の義務と同一とする。
- (b) この条約の規定であって、邦、州又は県等の個々の連邦構成単位の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度によって邦、州又は県等が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、必要な場合には、これらの邦、州又は県等の連邦構成単位の権限ある当局に対し、採択についての勧告を付してその規定を通報する。

#### 第31条（廃棄）

- 1 この条約の締約国は、この条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、ユネスコ事務局長に寄託する文書により通告する。
- 3 廃棄は、廃棄書の受理の後12箇月で効力を生ずる。廃棄は、脱退が効力を

生ずる日までは、この条約を廃棄する国の財政上の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

### 第32条（寄託）

ユネスコ事務局長は、この条約の寄託者として、ユネスコの加盟国、ユネスコの非加盟国及び第27条に規定する地域的な経済統合のための機関並びに国際連合に対し、第26条及び第27条に規定するすべての批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。

### 第33条（改正）

- 1 締約国は、ユネスコ事務局長にあてた書面による通報により、この条約の改正を提案することができる。同事務局長は、当該通報をすべての締約国に送付する。同事務局長は、当該通報の送付の日から6箇月以内に締約国の2分の1以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、審議及び採択のため、締約国会議の次の会期にこの提案を提出する。
- 2 改正案は、出席し、かつ、投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択する。
- 3 この条約の改正は、採択された後は、締約国に対し、批准、受諾、承認又は加入のために送付する。
- 4 この条約の改正は、批准し、受諾し、承認し又は加入した締約国については、締約国の3分の2が3に規定する文書を寄託した日の後3箇月で効力を生ずる。改正は、その後批准し、受諾し、承認し又は加入する各締約国については、当該締約国がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後3箇月で効力を生ずる。
- 5 3及び4に定める手続は、政府間委員会の委員の数に関する第23条の改正については適用しない。これらの改正は、採択された際に効力を生ずる。
- 6 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国又は第27条に規定する地域的な経済統合のための機関は、別段の意思を表明しない限り、次のようにみなされる。
  - (a) 改正された条約の締約国
  - (b) 改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていな

### い条約の締約国

#### 第34条（正文）

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

#### 第35条（登録）

この条約は、ユネスコ事務局長の要請により、国際連合憲章第102条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

### 附属書 調停の手続

#### 第1条 調停委員会

調停委員会は、いずれかの紛争当事国の要請により設置する。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、5人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ2人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

#### 第2条 調停委員会の委員

2を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で調停委員会の委員を任命する。2以上の紛争当事国が別個の利害関係を有し又は同一の利害関係を有するか否かについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

#### 第3条 委員の任命

調停委員会の設置の要請が行われた日の後2箇月以内に紛争当事国による委員の任命が行われなかった場合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、ユネスコ事務局長は、引き続く2箇月の期間内に当該任命を行う。

#### 第4条 調停委員会の委員長

調停委員会の最後の委員が任命された後2箇月以内に同委員会の委員長が選任されない場合において、いずれかの紛争当事国の求めがあるときは、ユネスコ事務局長は、引き続く2箇月の期間内に委員長を指名する。

## 第5条 決定

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、これを誠実に検討する。

## 第6条 意見の相違

調停委員会が権限を有するか否かに関する意見の相違については、同委員会が裁定する。

### 【謝辞】

本翻訳にあたり、川島聰氏（新潟大学大学院現代社会文化研究科・博士研究員）の協力を得た。心よりお礼を申し上げる。